

第3章

交錯する土地権利関係

はじめに

土地は、前章で検討した労働と並んで、ココア生産において最も重要な生産要素である。本章では、土地に関する諸制度と土地権利の実態を詳しく検討していく。具体的な分析に際しては、以下の点に注目する。

第1は、土地権利の取得方法の多様性である。個々の農民の土地に対する権利は、さまざまな社会関係にもとづいて発生するほか、契約関係や売買によっても取得される。社会関係を通じて土地権利が発生する場合には、当該地の土着の住民であることによるもの、同一出自集団に属することによるもの、婚姻や親子関係にもとづく贈与相続によるものなどがある。また土地権利の取得は、金銭の取引をとまなう「売買」や、さまざまな小作契約によっても行われる。農民が上記いずれの方法によって土地権利を取得しているかを明らかにすることは、ココア生産における土地の問題を考える際に欠かせない基礎作業である。

第2の注目点は、同一土地に対して複数の主体が同時に権利を有している事実である。1片の土地に関して、例えば伝統的首長は理念上の土地管理者としての権利をもち、その配下に属する市民や出自集団はその土地を実際に使用する権利をもち、また伝統的首長から土地を「購入」した移住民は、その土地に対する事実上の保有権をもち、さらにこれらの土地権利を有する個人と契約する小作は、さまざまな内容の用益権を有する。これらさまざま

な主体が有する土地権利は、その土地に対する他者の支配力を完全に排除した西欧的な意味での土地所有権⁽¹⁾ではない。1片の土地に対しては、伝統的首長の理念上の支配力、共同体の構成員や出自集団および移住民らの事実上の占有権、小作らの用益権等、異なる主体が有する異なる内容の権利が同時に存在している⁽²⁾。

このような複数の主体による同時的な土地権利の存在により、個々の農民が土地に対して行使できる支配力の度合いは、多様でかつ流動的になっている。ある土地（農地）に対して農民がどれだけの支配力を行使できるかは、伝統的首長など他の主体の土地支配力の強さ、土地権利の取得方法、土地権利の内容（個人保有か出自集団保有か、あるいは用益権かなど）、帰属する社会集団内における個人の地位、農地での労働貢献の度合いやその結果としての農地の状態など、さまざまな要因に左右される。これらの諸要因と、個々の農民の土地に対する支配力との相互関係が、第3の注目点である。

第4は、贈与相続による土地移譲に際して、妻、子、出自集団の3方向からの権利要求が交錯し、これが土地の細分化と保有権の分散化の原因となっている点である。例えばある男性農民の妻子は、農作業における労働貢献を背景に、農民が保有する土地の贈与相続を期待する。一方、伝統的相続ラインに位置する出自集団の構成員も同じ土地の相続権を主張する。このような複数方向からの権利要求を満たすために、土地は複数に分割されて贈与相続される傾向がある。その結果、土地は世代が進むにつれて次第に細分化するとともに、土地保有者が特定の個人や出自集団に集中せずに分散していく傾向がみられる。

以下では上記5点に注目しながら、ココア生産村における土地の問題を分析していく。まず第1節では、Bentsi-Enchill [1964] および Ollennu [1962] に依拠しながら、ガーナにおける土地慣習法を概観する。第2節では、調査村における土地制度の内容と実態を、土地慣習法との関係に言及しながら明らかにする。第3節では、第2節で明らかにした土地制度の実態をふまえながら、土地の細分化と土地保有権の分散化の問題をとりあげる。

第1節 土地慣習法

ガーナの慣習法によれば、土地への権利形態は3層の重層的な構造になっている。その第1は、エスニックグループ全体が有する土地権利である。それぞれのエスニックグループが支配する土地の範囲は明確に定められており、領内の土地は究極的には集団としてのエスニックグループに帰属している。この土地の最高責任者は、エスニックグループの長としての王 (*omanhene*) および長老会議である。ただし実際には、王の傘下の複数の伝統的³⁾地方首長 (*shene*) がそれぞれの地域の土地管理を王から委任され、土地に関する諸決定を行っている。

土地権利の第2のレベルは、究極的には共同体全体に帰属している土地を、個人または出自集団が事実上「保有」し、実際に利用し、これを相続していく権利である。このような事実上の保有権³⁾の取得方法は、もともとその土地に居住しているエスニックグループの住民 (土着民) の場合と、移住してきた外部者との間で異なる。

ある個人または出自集団がもともとその土地に居住する土着民である場合、彼らは自らが属する社会集団に帰属する土地 (伝統的³⁾地方首長が管理する範囲内の土地) を無償で利用する潜在的な権利を有している。この権利は生得的な権利であって、権利取得に際する契約的な要素は全くない。ある個人に土地の権利が具体的に発生するのは、未開墾地を耕作してそこでの農耕権を獲得した場合と、建築物を建造することによって居住地としての権利を獲得した場合の2通りである。そしてこのようにして得られた権利は、贈与相続によって子孫に半永久的に継承されていく。また個人が自らの労働によって耕作した土地からの収穫は、すべてその個人に帰する。一方、共同体に属する出自集団に土地の具体的な権利が発生する場合には、2種類ある。第1は、土地の権利を得た個人が遺言なくして死亡した場合で、その土地は自動的に故人の出自集団の保有となる。第2は、個人が土地を取得しそこに圃場など

を造成するにあたって、出自集団が金銭面や労働力の面で貢献した場合である。これら二つの経路で出自集団の保有となった土地では、集団構成員は誰でも耕作や住居建設ができる。しかしいったん個人または出自集団の保有となった土地でも、彼らが土地の使用を長年にわたって中止した場合には、その土地は放棄されたものとして管理者たる伝統的的地方首長に返還される。ただし、休閑地はこのかぎりでない。

他方土着の共同体に属さない外部者は、上記のような土地に対する生得的な権利がない。そのような外部者が土地保有権を得る方法には、(1)当該共同体の一員として受け入れられることによって、共同体構成員と同様の土地に対する権利を得る、(2)土着の住民からの贈与によって土地権利を取得する、(3)売買によって取得する、の3通りがある。ただし(2)の方法によって外部者が得た保有権でも、その外部者が土地を放棄したり相続者がいないまま死亡したりしたときは、贈与した側に返還される。

上記のようなさまざまな方法で取得された保有権を、他者に完全に移譲する方法には、販売、贈与、相続の三つがある。それぞれの方法で土地権利の移譲を行うにあたっては、以下のような慣習法上のさまざまな手続きが必要である。

まず土地の売買を行う場合には、両者がその土地の範囲を特定して合意したうえで、保有権の移譲を確認する儀礼をその土地上で行う必要がある。ただしこのような儀礼は、売買を証明する書類を作成することで代替されることもある。次に、当該地の売却をできるだけ公にする手続きが必要になる。これは上記の儀礼に際して当事者双方の親族が同席して土地の売買を確認するなど、当事者以外の証人を介在させることによって行われる。

同じように土地の生前贈与を行う場合にも、特定の儀礼を行い土地贈与を公にする手続きが必要である。具体的には、当事者双方の親族などの証人が在席のもとで、土地贈与を受ける者がお礼の品（酒や家畜など）を元の土地主に贈る儀礼を行うことが、土地贈与を確実にするための条件となる。

土地保有権の移譲は、保有者の死後の相続によっても行われる。まず個人

が遺言なしで死亡した場合、その保有地は彼が所属する出自集団全体が相続し、以後は出自集団の保有地となる。この出自集団の保有地は、出自集団の長または出自集団のなかから選ばれた者が管理を行い、その土地からの収益は出自集団全体の利益のために使用する⁽⁴⁾。具体的には、ココアからの収益を構成員で分配したり、収益を構成員の教育費などに使用したり、あるいは出自集団構成員は希望すればその土地での耕作を行うことができるなどの便宜がはかれる。ただし土地権利は出自集団全体に帰属しているので、個人的意思によって土地権利の移譲を行うことはできない。

土地保有者は、個人の保有地に関しては臨終前に行う口頭による遺言によって相続者を指定することもできる。この遺言による土地の相続は、親族の立ち会いのもとで公に行われなければならない、相続を受けたものは遺言を行った者に対して酒を贈呈し、相続を確認する必要がある。この口頭による遺言は、近年では筆記されて遺言書として残されることもある。ただしこのような遺言で相続者を指定できるのは個人保有地に限られており、出自集団の共有地を個人の遺言によって配分することはできない。

個人の資金を用いて購買などにより入手した土地の保有権の移譲は、売却、贈与、相続とも基本的に保有者本人の意思によって決定できる。ただしこのような譲渡を出自集団以外の人物に対して行う場合は、出自集団の承諾と、双方の出自集団が在席したうえでの譲渡確認の儀礼が必要となる。このような儀礼の執行には、土地の譲渡を公にすることによって当該土地に関する将来の抗争を避ける機能とともに、対象となっている土地が出自集団の共有地でないことを譲渡する側の親族が確認する機能もある。一方、出自集団の共有地の保有権の移譲は、その土地を実際に利用している人物であっても、一人で決定することは許されない。出自集団の保有地を集団外の人物に贈与相続または売却する場合は、その集団の長および長老会議など他のメンバーによって承認されることが条件になる。集団の長一人だけの決定による土地権利譲渡は無効となる。

エスニックグループ全体に理念上帰属する土地権利、個人および出自集団

の土地保有権、に続く土地権利の第3のレベルは、さまざまな契約によって取得される用益権⁵⁾である。土地用益権を得る契約には、大別して以下の2種類がある。

第1は、土地の管理者である伝統的⁶⁾地方首長が、領内の土着の住民以外の外部者と結ぶ契約である。この契約では、外部者たる土地利用者は収益の一部を首長に納め、首長はさらにその一部を王に納める。このような契約は、外部から移住してきた人物と伝統的首長との間でのみ成立する契約である。土着の住民の場合は、先述したように領内の土地を無償で利用する生得的な権利があるので、収穫物を首長に納めるような契約的な関係は起こりえない。

用益権の第2のタイプは、個人間で行われる契約である。用益権取得のために個人間で結ばれる契約には、前章で検討した分益小作をはじめとしてさまざまな種類がある(第2節)。これらの契約においては、小作側には土地を売却・贈与したり抵当に入れたりする決定権はない。

第2節 調査村における土地制度の実態

以上のような土地慣習法は、現代のココア生産村でどのように実体化されているのであろうか。以下では調査村それぞれにおける土地制度の実態を詳しくみることによって、個々の農民がどのような方法で土地権利を取得し、

表3-1 男女別土地保有者数および聞き取りを行った農民に対する割合

	男			女			計		
	N=	人数	割合(%)	N=	人数	割合(%)	N=	人数	割合(%)
ベボアセ村	55	35	64	32	23	72	87	58	67
ナゴレ村	90	40	44	62	41	66	152	81	53
ジャハ村	128	46	36	107	26	24	235	72	31

(注) 出自集団保有の土地を使用している者も含む。

(出所) 筆者作成。

また土地に対する複数の権利要求がどのように交錯しているのかを明らかにしていく。なお聞き取りを行った農民のうち土地を保有する者の男女別人数は、表3—1に示すとおりである。

1. ベポアセ村の土地権利

ベポアセ村周辺の土地は、伝統的にはセフィ人の居住する地域に位置する。したがってこの地域の土地はすべてエスニックグループとしてのセフィ人全体に帰属し、セフィ人の王が土地の理念上の最高管理者となっている。ただし実際の土地管理は、ベポアセ村のある地域を管轄する伝統的の地方首長であるベンチマ首長が行っている。

ベポアセ村周辺の土地は、1945年にベンチマ首長から現在の村長の父方祖父に委託されたものであった。彼（村長の祖父）はアクアピン出身の移住民であったが、セフィ人の居住する町での教育普及活動の功績が認められ、現在のベポアセ村周辺の土地の管理を委託された。彼はココア生産のための土地を求めて移住してきた人々が土地権利を取得する際に、ベンチマ首長との間に立ってその仲介役を務めた。これら移住民たちは土地権利取得に際して“*compani*”（英語の“company”からの転用）と呼ばれるグループをつくり、資金をプールして一括して土地権利を取得したあと、その土地を細長く分割して個々人の取り分とする方法をとっていた⁽⁶⁾（事例3—1）。

彼ら移住第一世代は土地権利の取得に際してベンチマ首長に金銭の支払いをしているが、土地そのものを「購入」したわけではない。したがって、土地に関する最終的な決定権はベンチマ首長に帰属する。個々の移住民は土地権利の親族などへの贈与相続はできるが、他者への売却や造成・分割契約による第三者への土地移譲は行うことができない。

上記のような方法で土地権利を取得した移住農民たちは、ベンチマ首長に対して毎年貢納を納める必要があった。当初この貢納はココア収益全体の3分の1をベンチマ首長に納める制度をとっていたが、1962年からは土地1

エーカー当たりで一定金額を納める方法となり、さらに66年からはココア収益の10%を各農民が支払う制度に変わって現在に至っている⁽⁷⁾。現在この10%相当額は政府官吏によって各農民から現金で徴収され、当該地域の伝統的
地方首長、王、ガーナ政府の3者の収入となっている。

現在のベボアセ村の住民のほとんどは、上記のような方法でベンチマ首長から土地権利を取得した移住第一世代の子孫である。表3-2にみるように、その多くが親族からの贈与・相続によって土地権利を取得している。また移住第一世代の死後、その土地を出自集団の共用地として管理している例も少数ある。また土地権利を首長から直接取得した移住第一世代の農民が、調査

表3-2 ベボアセ村での土地権利の取得方法と取得源

方法	総数	性別	数	取得源と事例数
贈与	50	男	30	父：17，母方オジ：4，母方祖父：2，母方祖母の兄弟：2 母，母方祖母の兄弟，妻の父，兄弟，父方オジ：各1
		女	20	夫：10，父：9，母方祖母：1
相続	12	男	9	父：9
		女	3	父：1，夫：1，姉妹：1
購買	6	男	3	他人：2，父：1
		女	3	夫：1，他人：2
分割 契約で 取得	1	男	1	父方オジ：1
		女	0	
出自 集団 共同 保有	4	男	3	父：3
		女	1	父：1
首長 から 取得	2	男	2	ベンチマ首長：2
		女	0	
計	75	男	48	父：30，母方オジ：4，その他：14
		女	27	夫：12，父：11，その他：4

(注) 個人間の契約による用益権の取得方法はこの表に含めず、別途表3-7に示した。

(出所) 筆者作成。

時点でも現役でココア栽培を行っている事例もあった。

ベポアセ村では、伝統的首長であるベンチマ首長の土地に対する支配力が、他の調査村と比べて強い。ベンチマ首長が移住民に与えたのは土地処分権を含まない権利であり、農民は土地権利を親族に贈与相続することはできるが、第三者に売却したり譲渡したりすることはできない。また伝統的首長に対する「税」の支払いも行われており、この点でも首長の土地に対する支配力の強さが現れている。以下では煩雑さを避けるために、ベポアセ村での土地権利にも土地「保有」の語を使用するが、村民が行使できる土地権利の強さが他村と微妙に異なることに留意する必要がある。

ベンチマ首長の土地に対する支配権が強い一方で、許されていないはずの個人間の土地購買や造成・分割契約による他者への権利譲渡も、事例は少ないが実際には行われている。また第2章の表2—10にみるように、村民のなかには地主として造成・分割契約を現在行わせている例もある。したがって、「村民は親族以外の人物に土地権利を移譲することができない」という原則は必ずしも踏襲されておらず、実態上はこの原則から逸脱する例も存在している。

2. ナゴレ村の土地権利

ナゴレ村周辺の土地はアサンテ人の領内にあり、アサンテ王が最終的な土地の管理者となっている。村周辺の土地はアサンテの伝統的地方首長であるニナヒン首長の領内に属するため、実際の土地管理はニナヒン首長が行っている。

ナゴレ村の住人は、(1)ニナヒン領内にもともと住んでいた土着のアサンテ人、(2)ニナヒン領外から移住してきたアサンテ人移住民、(3)アサンテ人以外の移住民、に大別できる。このうちニナヒン領内に住む土着市民は、領内の未開墾地をニナヒン首長の承認のもとに無償で耕作し、その権利を親族に贈与・相続できる(事例3—2)。ナゴレ村には、この方法で土地権利を取得し

て耕作を行っている事例が6例ある(表3-3)。

一方外部からの移住者の場合は、上記のような無償の土地権利はない。外部者がニナヒン領内の未開墾地を取得する場合は、アサンテ人であるなしにかかわらず、ニナヒン首長に代金を支払って土地を購入⁽⁸⁾し、蒸留酒を贈る儀礼を行って土地取得を確定する必要がある。ただしベポアセ村の事例と異なり、このようにして得られた土地権利は自由に他人に移譲することができ、首長に対する貢納も支払う必要がない。したがってナゴレ村では、伝統的首長の土地に対する支配力は理念上のものにとどまっていたその実効力は弱く、そのため土地に対する個人の支配力はベポアセ村よりも強い。

表3-3 ナゴレ村での土地保有者の土地取得方法と取得源

方法	総数	性別	数	取得源と事例数
贈与	49	男	16	父：7，母方オジ：2，母の母方オジ：3，父方祖父，母，妻の兄，ニナヒン首長：各1
		女	33	夫：12，父：10，母：3，母方オジ：2，ニナヒン首長，息子，父方叔母，母方祖父，母方祖母，母の母方オジ：各1
相続	9	男	5	母方オジ：3，母：1，妻の父方オジ：1
		女	4	母：3，夫：1
購買	23	男	16	ニナヒン首長：8，他人：8
		女	7	他人：5，ニナヒン首長：1，不明：1
分割 契約 で取 得	3	男	2	他人：2
		女	1	他人：1
土着 市民 の権 利	7	男	5	ニナヒン首長：4，その他 ¹⁾ ：1
		女	2	ニナヒン首長：2
計	91	男	44	ニナヒン首長：13，他人：10，父：7，母方オジ：5，母の母方オジ：3，母：2，その他：4
		女	47	夫：13，父：10，母：6，他人：6，ニナヒン首長：4，母方オジ：2，その他：6

(注) 1) ニナヒン首長の管理する土地に隣接する、ンカウイエ(Nkawie)首長の管理する土地を使用。

(出所) 筆者作成。

ニナヒン首長から未開墾地を直接入手した本人が調査時点で生存している事例は、ニナヒン市民と外部者をあわせて17例あり、そのうち16例までが1950年代に土地を取得していた。このことから、50年代前半にココア生産が開始されたナゴレ村周辺では、その後10年程度の間に移住民とニナヒン市民による未開墾地の分割・取得が急速に進み、60年代に入る頃には新規に取得可能な未開墾地はほとんどなくなっていたと推測される。そのためその後の土地取得の方法は、すでに土地を取得した個人から、購入、造成・分割契約、贈与相続などによって入手する方法がほとんどであった。

ナゴレ村の人口の8割を占めるアサンテ人は、母系制度をとっている。したがって彼らの場合、伝統的な土地保有権の移動は通常母系ラインをたどって行われる。しかしながらナゴレ村の実態をみると、贈与・相続によって土地を得たアサンテ人のうち母系出自集団からの取得事例⁹⁾は全体の35%であり、他方、父系からの贈与・相続を受けた事例が33%ある。父系からの贈与・相続のなかでは、父から子への移譲が最も多い(母系制のもとでは、父と子は別々の出自集団に属する)。母系・父系ラインの相続以外では、夫から妻への贈与・相続が23%ある。このようにナゴレ村での土地の贈与・相続は、伝統的な母系相続が常に踏襲されているわけではなく、父から子、および夫から妻への土地移譲のパターンも併存していることがわかる¹⁰⁾。

このように贈与・相続に際して母系相続にもとづくパターンとそれ以外のパターンとが併存している原因の一つに、移住村での農作業に際しての労働力の調達源が、母系出自集団(オイ・メイ・キョウダイら)よりも妻や子供により依存している事実¹¹⁾がある。先行研究でもしばし指摘されてきたように、出身地から離れた土地での生産活動では夫婦と子のまとまりが強く、したがって造成されたココア圃場に対する彼らの権利要求も強まる。この結果、農作業における労働貢献を背景にした妻や子の権利要求と、伝統的母系相続原理を背景にした母系出自集団の権利要求が、一片の土地に対して同時的に存在する結果となっている。このような土地への多方面からの権利要求の存在は、土地の贈与相続に際して、土地保有者の母系出自集団と保有者の妻子

との間で抗争が頻繁に発生する原因となっている²²⁾。このような抗争は以下の事例²³⁾のように、父が子に土地を譲渡しようとする場合に起こりやすい。

事例：父の土地をめぐる子と母系出自集団の争い①

アクア（女、56歳、ナゴレ村）の父は、生前の1985年頃、土地を自分の死後に娘のアクアと父の姪（母系出自集団のメンバー）に分割して相続させることに決めた。しかし、父の母系出自集団の人々はアクアに土地の一部を相続させることに反対し、問題は裁判所に持ち込まれた。その結果アクアが土地の一部を相続できるという裁定が下され、彼女はこれにしたがって父に酒を献上する儀礼を行って父からの相続を確認した。しかしその後91年に父が死亡すると、父の姪は土地の分割を証明する書類を隠してしまい、アクアは自分の相続分の土地が正確にどれだけなのかわからないため、現在の圃場を拡大できずにいる。

事例：父の土地をめぐる子と母系出自集団の争い②

アフリア（女、33歳、ナゴレ村）は、父の生前の1995年に父のオイ・メイとともに土地の贈与を受けた。贈与に際して彼女は、父の母系出自集団の人々の前で酒を贈る儀式を行い、彼らの立ち会いのもとに贈与された土地を確認した。しかし同年に父が死亡すると、父の母系出自集団の人々はアフリアに贈与された土地も自分たちに保有権があると主張し、現在この問題は裁判所で争われている。アフリアと父は、贈与を証明する書類は作成していなかった。

上記2事例で特徴的なのは、いずれも贈与・相続に際して親族立ち会いのもとに酒を贈るといふ、土地慣習法に沿った手続きがふまれているにもかかわらず、抗争が発生している点である。このような抗争を避けるために、土地保有者が生前に遺言書を残す方法もしばしば用いられる（事例3—3）。いずれにしても上記のような土地をめぐる抗争は、土地保有者の妻子と母系出自集団との間で発生することが多い。

土地を含む資産の贈与・相続にともなう母系出自集団と妻子との間の争いは、近年の核家族を中心とした社会単位の広がりやを反映して、ガーナ全体の

問題となりつつある。これを背景に、政府は1985年に相続に関する新法⁴⁴⁾を制定している。この新法は、ある人物が遺言なしで死亡した場合は、残された配偶者には故人の個人資産の16分の3を、子供たちには16分の9を相続する、と定めている。つまりこの新法では、母系出自集団よりも核家族の構成員の方により多くの相続分を保証しているのである。

このように土地の贈与・相続に関する現在の状況は、(1)母系相続制度を背景とした母系出自集団からの土地権利要求、(2)圃場での実際の労働貢献を背景にした、妻子からの土地権利要求、(3)相続に際しての核家族の権利を重視する政府の方針、などが共存している状態にある。その結果、ナゴレ村にかぎらず、土地の贈与・相続には多くの不確実性と将来の抗争の可能性がともなっている。このような土地の贈与・相続に関する曖昧な現状は、以下の対照的な2人の農民の意見に反映されている。

事例：将来父からの土地取得を期待する子①

ジェームズ(男, 31歳, ナゴレ村)は、父の土地を使って兄弟3人でココア生産を行っている。母系相続よりも父系相続を奨励する政府の政策を知っているので、父の死後このココア圃場が、父の母系出自集団のものではなく、自分たち兄弟のものになると彼は確信している。ただし父自身は、これを約束したわけではない。

事例：将来父からの土地取得を期待する子②

アビア(男, 18歳, ナゴレ村)は、父のココア圃場の分益小作をするほか、父保有の土地を1993年に新規に造成して食糧作物を栽培し、ココアの新規植栽も行っている。彼は自分で造成したこのココア圃場が将来自分に譲渡されることを期待しているが、もし父が遺言書を残さずに死亡したような場合は、その可能性が少ないと考えている。

ベボアセ村では土地を売買することは公には禁止されていたが、ナゴレ村では(理念上の可否はどうあれ実際は)土地の売買が行われている。ナゴレ村で購入によって土地を取得した事例は23事例で、保有土地事例数全体の26%

である(表3-3)。親族間での売買の事例はなく、ニナヒン以外から移住してきた人々がニナヒン首長から直接購入するか、あるいは他の個人から購入するかの、どちらかの方法となっている。個人から購入する場合は、売り手側、買い手側双方の親族の立ち会いのもとに酒を献上する儀礼を行い、土地所有権の移譲を確認する。また、将来所有権に関する争いが起こるのを避けるために、土地の売買を証明する書類を整えることもある(事例3-4)。

ナゴレ村の住民で土地を購入した農民は多いが、逆に土地を売却した農民は1事例だけである。この男性は、高校に通う子供の授業料を工面するための手段として土地を売却していた。また、土地を購入した全23事例のうち村内の住民から購入した事例はない。したがってナゴレ村の村民が土地を購入する際の土地売却者の大部分は、ナゴレ村周辺に土地をもつ村外居住者である。

いずれの調査村においても、最も重要な生産要素である土地の売却について村民は非常に慎重である。これは土地が単なる商品としてだけでなく、子孫に相続可能な資産としての価値^④を有しているからである。とくに、30~40年の長期にわたって一定の収益をもたらしてくれるココア圃場には、食糧作物圃場や他の換金作物圃場にはない資産価値が生じる。同時にこのようなココア圃場を保有することは、将来に対しての一種の保険にもなる。例えば病気やけがのため、あるいは老後に農作業ができなくなったときにも、ココア圃場をもつ農民は小作などを雇用することによって、自らが労働することなく一定の収入を得ることができる。また政府や民間企業で雇用されている人が何らかの理由でその職を失った場合でも、ココア圃場を所有していればそこから一定の収入は保証される。このように土地(とくにココア圃場)には、相続可能な資産としての価値や、将来の保険としての価値も付加されていることから、その売却に農民は非常に慎重である。

3. ジャハ村の土地権利

ジャハ村周辺は、伝統的な政治領土区分によれば、アチム・コトク王とアチム・アブアクワ王それぞれが管理する土地の、ちょうど境界付近に位置する。そのため、ジャハ村とその西側一帯はアチム・コトク王傘下の伝統的
地方首長であるアベナセ首長 (Abenasehene) が管理する領域、東側一帯はアチム・アブアクワ王傘下の伝統的
地方首長であるオクマニン首長 (Okumaninghene) の管理する領域に位置している。

ジャハ村付近の土地を最初に購入してココア生産を始めた⁽¹⁶⁾のは、1900年代 (推定) にこの地方に土地を求めて移住してきた6人のグループであった⁽¹⁷⁾。彼らは共同でアベナセ首長からアベナセの東側一帯の土地を購入し、それを

表3-4 ジャハ村の土地保有権の取得方法と取得源

方法	総数	性別	数	取得源と事例数
贈与	28	男	16	父：9，母方オジ：4，父の姉妹の子，父方オジ，母方祖父：各1
		女	12	夫：9，父：2，兄：1
相続	15	男	9	父：4，母方オジ：3，母方祖父：1，父方オジ：1
		女	6	父：2，夫：2，母方オジ：2
購買	9	男	9	他人：4，村長：2，父，弟，オクマニン首長：各1
		女	0	
分割契約で取得	8	男	6	他人：6
		女	2	他人：2
出自集団共同保有	16	男	9	父：5，父方祖父：2，父方曾祖父，母の母方オジ：各1
		女	7	父：3，母の母方オジ，母方オジ，兄の母方オジ，父方祖父：各1
計	76	男	49	父：19，母方オジ：7，他人：10，その他：13
		女	27	夫：11，父：8，母方オジ：3，他人：2，その他：3

(出所) 筆者作成。

分割してそれぞれが自分の取り分の土地に住み始めた。この6人のうちのアヌム出身者が現在のジャハ村の村長の母方オジ(47年死亡)で、彼が取り分とした土地が現在のジャハ村周辺の土地であった。その後この地に土地を求めて移り住んできた移住農民は、これら6人の最初の入植者から土地を購入するか、あるいは新たにアベナセ首長やオクマニン首長から土地を購入していった。ナゴレ村と同様ジャハ村でも、いったん伝統的首長から購入した土地権利を個人は自由に処分することができ、また伝統的首長に対する貢納も支払う必要がない。

調査時点で、上記の方法で土地を購入した移住第一世代の生存者は皆無であった。現在のジャハ村民はこれら移住第一世代の子孫や、移住第一世代から土地を購入した新移民とその子孫、および分益小作を中心とする契約によってココア生産を行う小作から構成されている。

ジャハ村の農民の特長は、土地を保有する自作農が相対的に少なく、多くが小作である点である(表3-5)。先に述べたベポアセ村とナゴレ村のココア農民の多くは、土地取得後に村に移住して自ら耕作を行っている移住第一世代の自作農と、第一世代から受け継いだ保有地を使用する第二世代の自作

表3-5 地主, 自作, 小作別事例数

地主・自作・小作別 調査村	地主または 地主+自作 (+他契約)	自作のみ	自作 (自作+ 他契約)	小作 (+他契約)	地主+自作 +小作 (+他契約)	他契約の み
ベポアセ村 (N=87)	7(8%)	33(38%)	13(15%)	14(16%)	5(6%)	15(17%)
ナゴレ村 (N=152)	27(18%)	29(19%)	22(15%)	46(30%)	4(3%)	24(16%)
ジャハ村 (N=235)	15(6%)	26(11%)	25(11%)	112(48%)	6(3%)	51(22%)
計 (N=474)	49(10%)	88(19%)	60(13%)	172(36%)	15(3%)	90(19%)

(注) 「小作」とはココアの分益小作をさす。「他契約」とはその他のさまざまな契約(ココア以外の分益小作, 地主のためにココアを植樹することを条件とした契約, 夫や親族などの土地での無償使用, アゴフィ, など)をさす。親族などの契約した造成・分割契約の土地でココア生産を行っている例は「小作」として, 出自集団共同保有地での生産は「自作」として分類している。

(出所) 筆者作成。

表3—6 贈与・相続で土地を取得した人の取得源（ジャハ村，事例数）

相続制度	エスニックグループ	取得源					
		夫	母方オジ	父	母方祖母	その他	計
母系	アヌム・ボソ	2	5	4	1	3	15
	ファンテ	4	1	1	1	0	7
	クワフ	2	0	0	0	0	2
	アクアピン（アプリ）	1	1	0	0	0	2
	計	9	7	5	2	3	26
父系	アクアピン（ラテなど）	1	0	10	0	1	12
	クロボ	1	0	2	0	0	3
	計	2	0	12	0	1	15
	全体計	11	7	17	2	4	41

（注）同一人物からの贈与相続は，取得年が異なっても1事例とした。

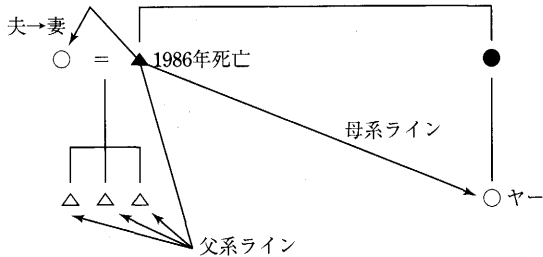
農であった。しかしジャハ村のココア農民の多くは，不在地主とのさまざまな契約でココア栽培を行う小作か，あるいはその契約を親族らから受け継いで2世代にわたって契約によりココア栽培を行っている小作である。

ジャハ村の住民が保有する土地は，贈与・相続によって親族などに移譲することができる。ジャハ村の住民のうち，アヌム人，ボソ人，ファンテ人らは，伝統的に母系相続制をとっている。しかしナゴレ村のアサンテ人の事例と同様，これら母系制をとる人々の間でも父から子へ，夫から妻へという，母系出自集団以外への土地の贈与相続が行われている（表3—6）。また一度母系ラインで相続された土地が，相続者の死後再びもとの保有者の父系ラインに戻って相続される事例（事例3—5）や，母系ラインと父系ラインの両方に相続される事例（事例3—6）もみられる。さらには以下の事例のように，妻，子，母系出自集団のメンバーに土地が分割されて相続されることもある。

事例：母系・父系ラインおよび妻への土地の同時相続

ヤー（女，40歳，ファンテ人，母系相続）の母方オジは1986年に遺言な

して死亡した。その後、故人の母系出自集団内部の話し合いによって、故人の個人保有地は、(1)故人の妻、(2)故人の息子3人、(3)故人の姪であるヤー、の計5人に分割して相続させることに決まった。この5人は、故人のココア圃場での労働貢献のあった人々であった(→は相続の経路、▲●は死亡)。



上記の事例は、1片の土地に対する多方面からの権利要求に対応した、一種の妥協的解決案とみることができる。すなわちジャハ村のような移住村では、多くの場合土地を取得した男性戸主とその妻、およびその子の労働力によってココア圃場の造成が行われる。そのため伝統的に母系相続制度をとる人々の間でも、農業生産に際しての労働力の貢献は、男性戸主とその妻を中心とした核家族が中心となる。一方、母系相続制度をとる男性戸主の伝統的相続者である彼の姉妹の子は同じ村に住んでいるとはかぎらず、造成されたココア圃場への労働貢献はほとんどない場合がある。このような場合、男性戸主は自分の保有地を贈与・相続するにあたって、日常ほとんど交流のない伝統的相続者よりも、常日頃その土地での農作業に従事し、ときには自力でココア圃場の造成も行っている人物(多くの場合妻や子)を指定する傾向が強まる。また土地保有者が遺言なしで死亡した場合も、土地相続者を決める際にこれらの妻や子供達の権利要求を無視することはできない。このような場合は、母系出自集団の権利要求と妻や子らの権利要求を同時に満たすために、「伝統的」相続者であるオイ・メイ、日常の農作業で貢献の大きい妻・子の、それぞれに土地を分配し、すべての関係者が満足するようにはからう一種の妥協によって抗争を回避するのである。このように土地の贈与・相続は、伝

統的相続制度にもとづいて硬直に行われるのではなく、個々の状況と各方面からの権利要求を勘案しながら、柔軟に行われることもある。ただし土地の贈与相続に際して、母系出自集団側と妻子の側との間で常にこのような「平和的」妥協が図られるとはかぎらない。ナゴレ村での事例のように、両者の権利要求が衝突して裁判に持ち込まれる事態にまで発展する危険性も常にはらんでいる。

ナゴレ村と同様、ジャハ村近辺の土地の売買は近年あまり行われていない。ジャハ村の農民が保有する土地は、もともとはアベナセ首長やオクマニン首長から購入した土地であり、一度個人に売却された土地の売買に関しては制限がない。にもかかわらず聞き取りをしたなかでは、購買によって土地を入手した事例は9例、そのなかで80年代以降に購買された土地はわずかに1事例(1984年)だけであった。また村長を除いて、自分の保有土地を売却したことがある農民は皆無であった。

他人から土地を購入するにあたっては、売り手・買い手双方から立会人を出し、加えて村長の立ち会いのもとに羊と蒸留酒を贈る儀礼を行い、保有権の移譲を確認する。通常はこれに加えて、土地売買を証明する書類を整え、立会人がこれに署名する手続きもとられる(夫婦間、親子間での土地の譲渡では、儀礼は行われるが公的な書類の作成は行われないことが多い)。これらの手続きは、将来その土地に関する争いが生じるのを避けるための措置であるが、この手続きを経ているにもかかわらず抗争が発生することもある(事例3—7)。

4. 出自集団による保有

ある土地保有者が遺言なく死亡した場合、その保有土地は個人に相続されずに出自集団全体の保有地(*abusua asaase*)として管理されることがある。土地保有者の死後、その土地を分割して個人に相続するか、共有地として管理するかは、出自集団内の話し合いによって決められる。共有地として管理する場合、出自集団の長(*abusua panyin*)がこの土地の責任者となる。ただ

し出自集団の長が土地の所在地以外の地に居住している場合は、その土地で長年耕作している人物のなかの年長者が実際の管理を行うこともある（事例3—8）。出自集団の構成員は、共同保有となった土地内に未開墾の土地があればそこで耕作を行う権利をもつ。出自集団の共有地は、個人の意思で売却などができない。

Hill[1963, 132] は、上記のようにいったん出自集団の共同保有となった土地は再び個人保有となることはなく、したがって土地の保有形態の変化は「個人保有→出自集団保有」の一方通行で、「出自集団保有→個人保有」のように変化することはないとしている。しかし調査村では以下の事例のように、親族の共同保有の土地を分割して個々人の保有としたと主張する者もいる。

事例：出自集団の共同保有の土地をキョウダイで分割

クワク（男、62歳、アクアピン・ラテ人、父系相続、ジャハ村）の父はアベナセ首長から土地を購入し、この土地を造成・分割契約で小作に出していた。1946年に父は死亡したが、その後も父の子供たちが地主となって造成・分割契約は続けられ、83年には契約にもとづいて造成されたココア圃場を地主側と小作とで等分割した。その後父の子供たち（男6人、女4人の異母キョウダイ）は、地主側の取り分を10人で分割してそれぞれ個人の保有地とした。

土地保有形態が「出自集団保有→個人保有」の形で変化することがないという原則からすると、上記の事例はあくまで出自集団保有のまま各人の耕作場所を割り当てたにすぎないということになる。しかし実際にはある土地が個人の保有であるか（その場合は個人に土地の売却などに関する決定権がある）、あるいは出自集団保有地内で自分に割り当てられた土地であるか（この場合個人に土地売却などの決定権はない）の区別は明確でないことも多い。したがって上記のクワクが仮に自分の取り分の土地を売却しようとするような場合には、この土地を出自集団の共有地ととらえているメンバーが異議を唱え

る可能性もある。また出自集団の共同保有の土地を、個人が独断で売却した事例もある（事例3—9）。このように出自集団の共有地では、個人の保有との境界が不透明でしばしその権利関係が混同される危険があるととも、一部の出自集団構成員による権利の拡大・乱用が行われる可能性も内在している。

5. 契約による用益権の取得

調査した3カ村の農民は、上述したような土地保有権のほかに、さまざまな契約による用益権を得て作物生産を行っている。最も頻繁に行われているのはココアの管理・分益契約と造成・分割契約の二つの分益小作であるが、これについては前章で詳しく分析したので、以下ではその他の契約についてみていく。

(1) 食糧作物の分益小作

ココア生産のみならず、食糧作物生産でも分益小作契約が結ばれる。生産された食糧作物は、地主と小作が合意した割合で分割する。分割割合については2分割または3分割が多いが、一定のパターンはなく、個々の契約によってさまざまである。また植栽する作物の品目は指定されない。食糧作物のうち、トウモロコシは収穫後に収穫物自体を分割するが、キャッサバ、ココヤムなどは圃場にラインを引いてそれぞれの取り分を決め、地主と小作は自分の取り分の圃場から必要に応じて収穫する方式をとることが多い。契約は通常食糧作物の収穫とともに自動的に終了するため契約期間は2年以内が多いが、同じ地主の土地内で場所を変えて翌年度も契約が継続することもある。

(2) 地主のためのココア植栽を条件とした用益権

地主のためにココアを植栽することを条件として、食糧作物生産のための

用益権を得る契約も行われている。この契約では耕作者は農作業のすべてを行って収穫した食糧作物を自分のものとするができるが、造成した食糧作物圃場には地主のためにココアを植栽しなければならない。このココア樹が成長し、食糧作物の収穫も終わる2年目以降はこの若いココア圃場は地主に返還され、耕作者はココアに対しては何の権利もない。土地が十分にある場合には、耕作者は毎年耕作場所を少しずつ移動しながら食糧作物生産を継続することもある。またココア植栽の条件に加え、食糧作物を地主と分割することが条件になっている場合もある。

表3-7 ベポアセ村の用益権の種類と取得源（契約数）

種 類	総数	性別	数	取得源と事例数
造成・分割契約	28	男	23	他人：12，父の兄弟：3，母の姉妹：2，妻，父：各1，その他：4
		女	5	他人：3，父：1，夫の父の兄弟：1
管理・分益契約	20	男	19	他人：12，父：3，母方祖母，妻，妻の父，不明：各1
		女	1	母：1
食糧作物の分益小作	0	男	0	
		女	0	
ココアを植栽し、食糧作物のみ得る契約	10	男	4	父の兄弟，母方祖母，他人，妻の父：各1
		女	6	他人：1，夫：1，不明：4
ココア以外の樹木作物の分益小作	1	男	1	他人：1
		女	0	
無償の土地貸借	38	男	26	他人：10，父：6，父方祖父：2，母，母方祖母：各1，その他姻族：2，不明：4
		女	12	夫：7，夫の親族：3，母：2
計	97	男	73	他人：36，父：4，父の兄弟：4，その他：29
		女	24	夫：8，他人：4，母：3，夫の親族：4，その他：5

(出所) 筆者作成。

(3) 食糧作物生産のための無償の土地利用

未使用の土地を保有する夫や妻、親族、親しい友人などから無償で土地を借り、食糧作物を生産する事例もかなり多くみられる。また村で教師や農業普及員などの公的な職業に従事する人物に対しても、村長らのアレンジにより食糧作物生産のための土地が無償で貸与される。いずれの場合もこのような土地には樹木作物は植栽されず、一定年が経過したあとは土地保有者に返還される。

表3-8 ナゴレ村の用益権の種類と取得源（契約数）

種 類	総数	性別	数	取得源と事例数
造成・分割契約	52	男	40	他人：38，妻の親族：2
		女	12	他人：6，父の姉妹：2，父，夫の姉，母方オジ，不明：各1
管理・分益契約	43	男	42	他人：27，妻の親族：3，父：5，母，母方祖父：各2，妻，オイ，父の弟：各1
		女	1	母：1
食糧作物の分益小作	1	男	1	他人：1
		女	0	
ココアを植栽し、食糧作物のみ得る契約	39	男	18	他人：11，母：3，管理・分益契約の地主：2，父，母方オジ：各1
		女	21	他人：8，母：3，母方オジ，母方祖母，父，父のオイ，夫：各1，夫の親族：3，その他：2
ココア以外の樹木作物の分益小作	0	男	0	
		女	0	
無償の土地貸借	16	男	11	他人：3，父：3，母：2，その他：3
		女	5	夫：3，父：1，母方オジ：1
計	151	男	112	他人：80，父：9，母：7，その他：16
		女	39	他人：14，夫：4，母：4，父：3，母方オジ：3，その他：11

(出所) 筆者作成。

表3-9 ジャハ村の用益権の種類と取得源（契約数）

種 類	総数	性別	数	取得源と事例数
造成・分割契約	131	男	107	他人：84，妻の父：3，父：2，母方オジ：2，その他：16
		女	24	他人：19，母，母方オジ，夫の兄，父の姉妹の子，父方オジ：各1
親族などの造成・分割契約の土地を使用	34	男	6	父：5，兄：1
		女	28	夫：24，父：2，兄，母方祖母：各1
管理・分益契約	26	男	24	他人：19，母方オジ：2，父，妻の母の母方オジ，母方オバの息子：各1
		女	2	他人：2
食糧作物の分益小作	35	男	18	他人：18
		女	17	他人：14，夫の母方オジ，母の母方オジ，妹の娘の夫：各1
ココアを植栽し，食糧作物のみ得る契約	15	男	6	他人：6
		女	9	他人：4，夫，夫の母，夫の兄，父，父方祖母の孫：各1
ココア以外の樹木作物の分益小作	12	男	11	他人：9，父の姉妹の子，父方祖父の弟：各1
		女	1	他人：1
無償の土地貸借	32	男	11	父：6，その他の親族：4，母方オジ：1
		女	21	夫：15，母方オジ：2，父：2，夫の母：1，その他親族：1
アゴフィ	8	男	4	オクマニン首長：2，チェビ首長：1，不明：1
		女	4	オクマニン首長：3，アベナセ首長：1
計	293	男	187	他人：136，父：14，母方オジ：5，その他：32
		女	106	他人：40，夫：40，父：5，母方オジ：3，その他：18

(出所) 筆者作成。

このような事例で最も多いのは、夫が妻に自給用食糧の生産のための土地を貸与するものである。第4章第2節で詳しくみるように、このように妻に貸与された土地とそこからの収穫物に対する妻の権利関係は個々の事例によってさまざまである。また妻が夫からの将来の土地贈与を期待して、貸与された土地にココアを植栽している事例も少なくない。

(4) アゴフィ

ジャハ村では、伝統的¹⁾地方首長からグループで土地を借り受けて耕作を行い、毎年指定された金額を地代として首長に納める、アゴフィ (*agofi*) と呼ばれる制度がある。この制度において指定された地代は、ジャハ村の村長が土地使用者に割り振って集金し、村長が代表としてこれを首長に納めている。また土地のどの部分を誰に割り当てるかも、代表である村長が村民の希望を聞きながら決定する。土地を使用する者は、割り当てられた土地に何を耕作してもよい。ただしその土地が不要となった場合 (あるいは割り当てられた負担金を支払えない場合) は、その土地は他の希望者に割り当てられる。

アゴフィで割り当てられた土地を、個人のみならず複数の親族で使用する場合もあり (事例3—10)、その場合地代は親族の代表者がまとめて支払う。またアゴフィで得た用益権は、相続することもできる。アゴフィで得た土地にはココア圃場を造成することができ、造成したココア圃場で管理・分益の小作を使用することもできる。同様に、アゴフィの土地を造成・分割契約に出して、小作にココア圃場を造成させることもできる。さらに、まれではあるが、アゴフィで得た用益権の売却や賃貸も行われている。ただしこれらのいわば「又貸し」や売却が行われた場合でも、毎年村長を通じて首長に支払う地代はもとの土地使用者が支払わなければならない。このような「又貸し」や用益権の売却に際しては、後に問題が生じることもある (事例3—11)。

土地保有者以外の人物が契約により用益権を得て作物生産を行う場合、当該土地に樹木作物を植栽できるかどうかは、取得した用益権の強弱をみるう

えて重要な指標である。土地を借りる側がココア、油椰子、柑橘類などの樹木作物を植えた場合、樹木からの収穫は長期間継続する。したがって用益権を得た側が土地保有者から樹木作物の植栽を許可されたという事実は、その用益権が長期的に継続するということを意味している。ココアの植栽が前提となっている造成・分割契約や、樹木作物の植栽が許されている上記のアゴフィでは、土地権利が長期的に（樹木作物から収穫がある間は）継続する性質のもので、借りる側の土地権利は相対的に強い。一方、1～2年で収穫できる食糧作物生産に土地使用の目的が限定されている場合、長期的な土地用益権の継続は保証されておらず、借りる側の土地権利は相対的に弱いものとなっている。

6. 複数の主体による土地権利の同時的存在

上記のような土地制度の実態は、同一の土地に対して複数の主体の権利が同時的に存在していることを示している。例えば土地の贈与相続に際しては、その土地（農地）での労働貢献のあった妻や子の権利要求と、相続ライン上にある母系出自集団からの権利要求が交錯する。また個人の保有土地を、(1)第三者に売却する場合、(2)造成・分割契約の土地分割で移譲する場合、(3)出自集団以外の人物に贈与相続しようとする場合には、それぞれ出自集団の同意が必要となっており、土地保有者個人のみならず帰属する出自集団全体もその土地に権利を有していることが現れている。1片の土地に対して複数の主体が同時的に権利を有していることから、土地権利の移譲も、個人と個人の一対一の間のみではなく、個人を取り巻く社会集団と関連しながら行われているのである。

1片の土地に異なる主体による同時的な権利が存在している事実は、共同体的な保有地にも現れている。例えば出自集団の共有地では、耕作が行われている圃場に関しては耕作を行っている本人がその土地と生産物に対して支配権を有するが、潜在的には出自集団構成員全員がその土地での耕作の権利

を有する。同様の原則は、ある伝統的首長が支配する土地に居住する土着の住民についても当てはまる。すなわち、すべての土着住民は未耕作地を耕作のために利用する潜在的な権利を有しており、その権利はある土地に圃場を造成することで具体化し、これによってその土地に対する他者の支配力を排除することができる。逆に耕作が放棄された場合には、他者のその土地に対する支配力が発生する可能性が出てくる。このような耕作が継続しているかぎり個人や出自集団がその土地に対する権利を継続できるという原則は、ジャハ村のアゴフィの制度にも共通している。

このように1片の土地に対しては、複数の主体がそれぞれ異なる権利を有し、またさまざまなレベルの支配力を同時的に行使している。そのためある人物の土地に対する支配力の度合いは、他の主体がその土地に対して行使できる支配力の大小に大きく左右される。その結果、ある個人が土地権利を将来取得できるかどうか、あるいは取得した土地に自分が安定的な支配力を継続して行使できるかどうかにはさまざまな不確実性がともなう。そのような不確実性が、先述したような土地をめぐるさまざまな抗争を発生させる原因となっているのである。

7. 土地権利を確実にするための農民の戦略

土地権利に関するこのような不確実性を背景に、農民のなかには公的書類の作成によってその権利を確実にしようとする者もある。土地権利をより確実なものにするための具体的な書類には、相続に際しての遺言書、土地売却・贈与を証明する書類、農地分割契約の内容を明示した契約書、政府公認の測量士が作成した保有土地の地図などがある。これらの書類の作成は通常政府公認の書士のもとで行われ、関係する当事者のみならず、それぞれの出自集団の代表やときには伝統的首長もこの書類に署名する。署名する者がこのように複数いる事実は、その土地に対して権利を有する主体が複数存在しており、それらすべての同意を得ることが土地移譲を確実にするために必要

であることを示している。

ある土地への自己の支配力を高めるために農民がとるもう一つの重要な戦略に、継続した労働投入などにより、その土地に既成事実を形成する方法がある。具体的には、自らの労働や資本の投入によって、圃場を造成しこれを維持することである。長期にわたって圃場が継続し収穫が得られるココアを植栽することは、この既成事実の形成には最も適している。たとえある土地の保有権が他者に属しているとしても、保有者の同意のもとにその土地上でココア圃場が造成された場合、土地そのものの権利は保有者に帰属するが、ココア樹とその収穫物に対する造成者自身の支配力は強い。土地とそこに植栽されているココア樹を別々に取り扱うことは事実上不可能であるから、ココア圃場を造成した側は、ココア樹を植栽しその圃場を維持することによって、土地そのものに対する権利も強化できることになる。伝統的首長が管理する土地で土着の住民が耕作を行う場合、ある個人はココア圃場の造成などにより土地を継続して耕作することにより、他の住民の潜在的な権利を排してその土地に対する自己の支配力を強化することができる。同様なことは、出自集団の共有地で集団構成員が耕作を行う場合にもあてはまる⁹⁸。さらに、造成・分割契約の場合は、小作の側はココア圃場を良好に維持しているかぎり、その土地に関する長期安定的な用益権を維持することができる（第2章第2節）。このようにある土地で耕作を行う個人は、そこに自らの労働力や資本を投入して圃場を造成し、それを良好に管理するという、既成事実の形成とその維持によって他者の土地に対する支配力を制限し、同時に土地に対する自らの権利の確実性を高めることができる⁹⁹。

上記のような既成事実の形成には、現在の土地権利の確実性を高めるばかりではなく、将来の土地の取得の可能性を高める効果もある。例えば妻が夫の保有地内の一部を使用して食糧作物やココアを植栽している場合を考えてみよう。妻に食糧作物の生産のみが許されている場合、食糧作物生産は1～2年で終了しその後は休閑地となるため、当該土地に対して妻の長期的な権利は発生しない。一方、妻が自らの労力と資本によりココアの圃場を造成し

た場合は、妻の側にその圃場からの収穫と当該土地の使用が長期的に保証される。すなわち夫がココアの植栽を妻に認めたという事実は、夫が妻に長期的な土地利用の権利を認めたことを意味する。これによって妻は自らが造成したココア圃場と当該土地に対する支配権を強力にし、将来夫からその土地を贈与・相続される可能性を大幅に高めることができるのである。同様のことは、父親の保有土地で息子が独力でココア圃場を造成したような場合にもみられる。夫や親族の保有地でココア圃場という既成事実を形成することは、将来の贈与相続に際しての自らのバーゲニングパワーを高めることにもつながるのである。

以上述べてきたように、調査村における土地権利の内容および権利の取得方法は多岐にわたっている(表3-10)。全体としては冒頭で述べたように、(1)土地に関してはさまざまな方面からの権利要求が同時に存在し、その結果農民が土地に対して行使できる支配権の度合いが多様になっていること、(2)農民は公的書類の作成や土地上の既成事実の形成・維持などの戦略により、土地に対する自己の支配力を高める方策をとっていること、などが明らかになった。

ガーナにおける農民の土地権利の内容は、農民がある土地に対して行使できる支配力の度合いによって異なる。そして個人の土地への支配力の度合いは、他者からの潜在的な権利要求との相互作用により、絶えず拡大・縮小を繰り返す非常に流動的な性質をもっている(Bruce [1993, 40], Okoth-Ogendo [1989, 12])。そのため農民は、自らの資本や労働を土地に投入し、ココア圃場という既成事実を形成・維持することによって、他者の土地に対する権利要求を制限し、同時に自らの土地への支配権を拡大しようとするのである。

表3—10 土地権利の取得方法と特徴

特徴 土地権利の 取得方法	土地売却の 自由	土地権利を 贈与相続す る自由	土地権 利の安 定性	土地権利 の取得源	ココア 植栽の 自由	地主へ の支払 い義務	支払いの 内容	地主への支 払いの割合	生得的な 社会関係 にもとづ く取得
土着の居住者 による使用 (ナゴレ村)	×	○	○	伝統的 首長	○	×	—	—	○
相続, 贈与に よる取得	○ ¹⁾	○	○	個人	○	×	—	—	○
購買, 造成・ 分割契約によ る土地分割	○	○	○	伝統的 首長, 個人	○	×	—	—	×
伝統的首長か ら用益権取得 (ベポアセ村)	×	○ (実際には○)	○	伝統的 首長	○	○	ココア 収益	1/10	×
アゴフィ (ジャハ村)	×	○	○	伝統的 首長	○	○	現金	指定され た金額	×
出自集団の共 同保有地の使 用	集団長の 許可があ れば○	集団長の 許可があ れば○	○	出自集 団長	○	×	—	—	○
造成・分割契 約(ココア収 益の分割)	×	○	○	地主 (個人)	○	○	ココア 収益	1/2また は1/3	×
造成・分割契 約(ココア樹 の分割)	×	○	○	地主 (個人)	○	○	ココア 収益	1/2また は1/3	×
造成・分割契 約(土地の分 割)	×	○	○	地主 (個人)	○	○	ココア 収益	1/2また は1/3	×
管理・分益契 約	×	×	×	地主 (個人)	×	○	ココア 収益	2/3また は1/2	×
食糧作物の分 益小作契約	×	×	×	地主 (個人)	×	○	収穫物	1/2また は1/3	×
ココアを地主 のために植栽 する契約	×	×	×	地主 (個人)	×	×	—	—	×
食糧作物生産 のための無償 の借地	×	×	×	地主 (個人)	×	×	—	—	×

(注) 1) 出自集団の同意が必要な場合もある。

(出所) 筆者作成。

第3節 土地の細分化と保有権の分散化

今世紀に入って急速に拡大したガーナ南部のココア生産地域では、移住民による未開墾地の土地入手が急速に進んだ。調査した3カ村でこのような土地入手が活発に行われた時期は、比較的古くからココア生産が行われていたジャハ村では1900年頃以降、新しいココア生産地帯であるベボアセ村とナグレ村では50年前後頃以降であった。

ヒル (Hill [1963]) は、このようなココア生産地域が急速に拡大した初期の移住ココア生産村の実態について、優れたモノグラフを著している。それによれば、1900～50年頃のアチム地域での移住農民による土地取得は、ココア圃場からの収益を新たな土地の購入のために再投資するというきわめて資本主義的な展開をみせており、その結果一部の農民や出自集団は土地を大規模に集積していったという。しかし90年代、土地保有状況はこのような土地の集積のプロセスとは逆の方向、すなわち保有面積が縮小していく細分化と、出自集団以外の第三者に保有権が移譲されていく保有権の分散化の方向に進んでいるようにみえる。このような変化の背景には、以下に述べるように、(1)個人が取得可能な未開墾地の減少と土地売買の少なさ、(2)贈与相続に際しての土地の細分化と保有権の分散化、(3)造成・分割契約の活発化と土地なし層への土地再配分、などの要因がある。

ココア生産地域が急速に拡大した初期の頃は、個人が取得可能な未開墾の土地が豊富に存在し、移住農民は伝統的首長から未開墾地の土地権利を容易に入手することができた。ヒルが指摘したような、資本家的農民による土地の集積が可能だったのは、このような入手可能な未開墾地が豊富に存在していたという背景があったからである。このような移住農民による伝統的首長からの土地取得は、1940年頃以降には比較的未開墾地が豊富だった西部州にも拡大していき、その結果60～70年になる頃には、この地域でもほとんどの未開墾地が取得しつくされたと推測される。調査した3カ村でも、首長から

表3—11 伝統的首長から土地を入手した年、および個人から土地購入した年
(3カ村合計、事例数)

年	～1939	1940～ 49	1950～ 59	1960～ 69	1970～ 79	1980～ 89	1990～
伝統的首長からの入手	0	0	10	2	0	0	0
個人からの土地購入 ¹⁾	1	0	0	4	9	8	4

(注) 1) 他に購入年不明が2事例。

(出所) 筆者作成。

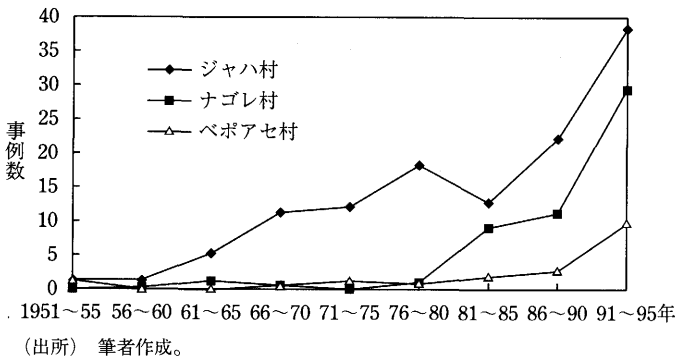
直接土地を入手した12事例中10事例は、60年以前の取得である(表3—11)。したがってその後の土地取得は伝統的首長からではなく、土地権利を有する個人からの贈与・相続や売買によって行われた。しかし一般に土地は親族・子孫へ相続できる資産として重要な価値を付加されているため、第三者への売買の事例は多くない。このように伝統的首長からの未開墾地の土地入手が不可能になっている一方で、個々の農民は土地の売却に関して慎重であることから、一部の層による土地の集積は起こりにくい状況になっている。

一方、贈与相続による土地の移譲が行われるにあたっては、多方面からの権利要求を背景にして、土地が次第に細分化されていく傾向がある⁹⁾。前節で検討したように、1片のココア圃場に対する権利要求は、農作業で労働貢献のある妻や子、母系相続ラインに位置する出自集団のメンバーなど、多方面からなされる。そのため土地の贈与相続の際にはこれらの要求に応える形で多くの人物に対して土地の配分が行われ、その結果個々人の保有面積は世代が進むにつれて縮小していく。例えばジャハ村では、一つの土地が贈与・相続に際して3人以上に分割されて移譲されたケースは全体の60%(25事例中15事例)あり、10人以上に分割されたケースも12%ある。これは母系・父系の相続制度に関係なくみられる傾向である。また多人数に土地が分割される傾向は、土地保有者が死亡した後に親族の協議によって相続者が決められる場合に強い。土地保有者の複数の子、妻、オイ、メイなど、多方面からの権利要求を満たそうとする上記のような配慮が、このような土地の移譲にとまなう細分化の背景にあると考えられる。

上記のような現象は、単に個人の土地面積が少なくなる細分化の過程だけではなく、出自集団を異にする個人（例えば母系出自集団以外の妻や子）に土地権利が分散していく過程でもある。個人の保有地であっても、第三者への売却には出自集団の承諾が必要であったり、遺言なく土地保有者が死亡した場合はその土地は出自集団の共同保有となるなど、出自集団は個人の保有地に一定の権利を有している。個人保有の土地が細分化され、出自集団以外の人物に移譲されていく過程は、ある出自集団が権利を行使できる土地の一部が他者に分散していく状況であると考えられることができる。

この土地の細分化と保有権の分散化は、土地分割を前提とした造成・分割契約によっても促進されている。造成・分割契約が開始された時期をみると（図3—1）、ベポアセ村とナゴレ村では1980年代に入ってから開始された事例が多いのに対し、ジャハ村では60年代から多く開始されている。ベポアセ村とナゴレ村の移住第一世代が入村した時期が50年頃、ジャハ村が今世紀初頭であることを考えあわせると、以下のことが推測できる。すなわち造成・分割契約は、開村後10～20年程度の間には未開墾地が取得しつくされ、伝統的首長から直接入手できる土地がほとんどない状況のなかで、新たな土地取得方法として発達してきた。したがって造成・分割契約の活発化は、このような土地需要側の要求が強まる、移住村の開村後20～30年経た後に顕著に

図3—1 造成・分割契約の開始年



なる。一方この時期、土地を保有する移住第一世代では、死亡またはココア生産から引退するなどの事情から、未使用の保有土地や老齢化したココア圃場を有効利用しようとする要求も強まる。開村後一定期間が経過すると、土地を需要する側と供給する側の要求がこのように一致し、結果として造成・分割契約が活発化するのだと考えられるのである。

造成・分割契約で土地の分割が行われるのは契約開始後10年から30年後で、土地の移譲のペースは非常に遅い。しかしこの契約の活発化は、土地保有者層から土地なし層へのゆるやかな土地の分配を意味するものである。と同時にこの契約による土地分割は、出自集団以外の第三者へ土地保有権が分散していくプロセスを示すものでもある。

以上述べてきたように、豊富な未開墾地の存在を背景にして移住民による大規模な土地取得と「資本主義的な」土地集積が行われた時代は、すでに過去のものとなっている。現代のココア生産村では、農民のライフサイクルや世代が進行するにつれて入手可能な未開墾地が消滅し、他方では贈与相続に際して多数の相続者への土地譲渡が行われ、さらには造成・分割契約による土地なし層への土地移譲も増加している。これらの要因の相互作用により、現代のココア生産村は土地の細分化と保有権の分散化が徐々に進行している状況にある。

このような現代の状況は、ガーナのココア生産地帯の土地保有状況が、土地を集積する層と土地なし農業雇用労働者層への両極分解の方向ではなく、平均化・零細化の方向に進んでいることを示唆している²⁰⁾。このような現状に加えて、ガーナ全体での人口増加にともなって土地への圧力が增大している事実や、国内のココア生産地の拡大が栽培可能地全土にわたっているため新たな耕作適地や未開墾地が減少していることなどから、今後も個々の農民がコントロールできる土地面積は縮小していく傾向にあると考えられる。

むすび

以上本章では、ココア生産における土地の問題を分析してきた。まず第1節では、ガーナの土地慣習法の内容を概観し、続く第2節では調査村における土地制度の実態を詳しく分析した。その結果、土地への諸権利が非常に多様であると同時に、同一土地に対して多様な権利要求が同時に存在していること、農民はそのような状況下で自己の土地への支配権を強化するさまざまな方策をとっていることなどが明らかになった。

第3節では、ガーナのココア生産村における土地保有状況が、土地の細分化と保有権の分散化により平均化・零細化の方向に進んでいる可能性が示唆された。土地の細分化と保有権の分散化をもたらしている要因として、伝統的首長からの未開墾地の入手が不可能になっていること、土地売買が不活発であること、贈与相続に際して土地が分割されていく傾向があること、造成・分割契約の活発化により土地なし層への土地配分が緩やかに進行していること、などを指摘した。同時にこのような土地の細分化と保有権の分散化の過程は、移住ココア生産農民のライフサイクルの進行とも連動していることも明らかになった。

上記のような現代のガーナのココア生産村の土地状況は、先行研究が描き出していた、経済機会をとらえて土地を集積していく農村資本家層の形成、というようなイメージとは一致しない。未開墾地の減少と人口圧力の増大によって土地の価値は高まっているが、個々の農民が土地保有面積を拡大できる可能性は減少している。その一方で、第3節で述べたようなプロセスによって土地の細分化と保有権の分散化が進んでいる。世代の進行とともに徐々に零細化の方向に向かっているのが、現代のココア生産農民達の実状であるといえよう。

<事例>

事例3—1：土地取得グループ“*company*”による土地権利取得

1951年、アヌム・ボソからの移住民11人は、土地取得のためのグループを形成して資金を出し合い、それを現在のベポアセ村長の父方祖父を通じてベンチマ首長に支払って村付近の土地権利を取得した。取得した土地は、各人が出した金額の大小に応じて細長く区分けし、それぞれが自分の取り分の土地で独立してココア栽培を開始した。この土地購入グループのメンバーのうち4人は、調査時点に生存していた。

事例3—2：ニナヒン市民の土地取得

サラ（女、60歳、ニナヒン出身）は1958年頃に、耕作地の取得を希望する他のニナヒンの市民とともにナゴレ村周辺の土地の下見に訪れ、その場でニナヒン首長から耕作地を割り当てられた。彼女は自分の割り当て地の境界に目印のための木を植え、他人の土地との境界を確定した。この土地の取得に際して、代金の支払いや儀礼の執行、書類の作成などは全くしていない。彼女はこの土地を使って、ココアと食糧作物を生産している。

事例3—3：子への土地譲渡と遺言書

コジョ（男、45歳、ナゴレ村）の父は1992年に死亡する前に遺言書を残し、彼の土地を4人の妻と9人の子供に分割して与え、彼の母系出自集団のメンバーには何も残さなかった。これは、父が死亡する前に病院に入院している間、彼の母系出自集団の人々が誰も父の世話をしなかったためである。怒った父は彼らの不義理を遺言書に書き残したため、父の土地譲渡の決定に関して母系出自集団の人々は何も意義を申し立てなかった。

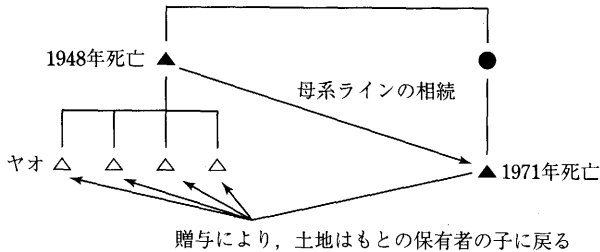
事例3—4：土地売買時の手続き

アマ（女、62歳、ナゴレ村）は、1995年にニナヒンに住む男性から土地を26万セディで購入した。購入のための資金は、81年に夫から贈与されたココア圃場からの収入をあてた。購入に際しては政府公認の書士のもとで売買を証明する書類を作成し、これをニナヒン首長に提出した。その際立会人として、書類を作成した書士、買い手側からはアマの夫、夫の兄が同席し、売り手側

からは売り手の兄と姉が同席した。売り手の男性はニナヒン首長に現金と酒を贈呈，立会人にも酒を贈呈した。

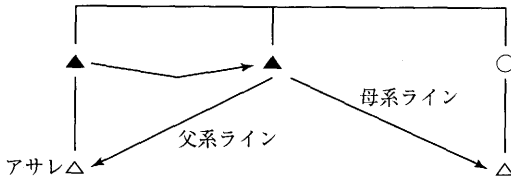
事例3—5：母系ラインで相続された土地が父系ラインに戻った例

ヤオ（男，62歳，アヌム人，母系相続，ジャハ村）は，この地に最初に入植した人物の息子である。1947年に父が死亡した後，父の土地の一部は伝統的な相続者のひとりである父のオイ（現在の村長とは別人）に相続された。しかしその相続者はジャハ村に住んでおらず，父の土地で耕作もしていなかった。そのためこの相続者は71年に死亡する直前に，もともとその土地でヤオの父と住んでいたヤオとその兄弟3人に，この土地を分割して贈与することにした。贈与を受けたヤオとその兄弟は，父のオイに羊と酒を贈呈する儀礼を行った（下図参照。黒塗りは死亡，矢印は土地の移動方向を示す）。



事例3—6：母系・父系ラインでの土地の同時相続

アサレ（男，55歳，ボソ人，母系相続，ジャハ村）の父の土地は，父の死後に父の弟が相続した。さらにその弟も死亡した後，土地は死んだ弟のオイに相続される予定であったが，そのオイはもとの土地所有者の息子であるアサレにもその一部を相続させることに同意し，この2人が分割して相続した。



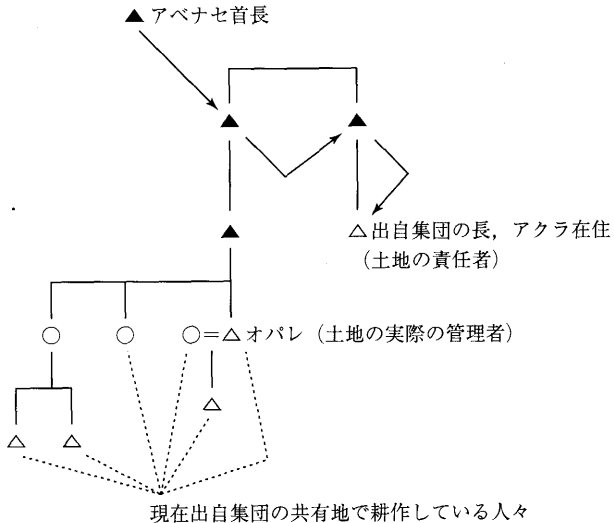
事例3—7：土地売買に関する抗争

トーマス（男，26歳，アクアピン・トゥトゥ人，ジャハ村）は，1995年に父方

祖父から土地を相続した。この土地はもともとは祖父が他人から購買したものであったが、売り手本人が死亡した後、その息子が売却された土地の返還を求めて裁判となった。祖父は購買に際してこれを証明する書類を作成していたが、売り手側はそのような書類は作成していないと主張していた（実際は書類はあったが隠匿していた）。しかし売り手本人の別の息子が書類の存在を暴露し、裁判はトーマス側の勝利となった。トーマスが聞いた噂では、書類の存在を暴露した息子は、父（売り手）との仲が非常に悪かったということである。

事例 3-8：出自集団の共同保有の土地

オバレ（男，66歳，アクアピン・ラテ人，父系相続，ジャハ村）が現在使用している土地はもともとオバレの父方祖父がアベナセ首長から購入したものである。この土地はその祖父の死亡後，出自集団の共同保有土地として祖父の弟が管理していたが，その弟の死後は，その弟の息子（首都のアクラに居住）が出自集団の長として土地の責任者となっている。ただし実際の土地の管理は，土地の所在地に住むオバレが行っている。現在この土地ではオバレのほか，彼の妻，子，妹，2人のオイの計6人が耕作を行っている。



事例3—9：個人が出自集団の共有地を売却した例

オフエイ（男，65歳，アクアビン・アクロボン出身，母系相続，ジャハ村）の父は，1924年にアベナセ首長から土地を購入し，60年に死亡した。父の死後は父の弟がこの土地を出自集団の共同保有土地として管理していたが，75年にはその弟も死亡し，その後はオフエイがこの土地の管理者となっている。この共有地の一部は，75年に父の弟が死亡したときにその息子が独断で売却してしまったため，現在の共同保有の土地面積は以前より減少している。

事例3—10：アゴフィで得た土地の親族による共同利用

コンフォート（女，61歳，ジャハ村）が現在食糧作物を耕作している土地は，もともとは彼女の父がアゴフィで用益権を得たもので，地主はオクマニン首長である。父の死亡後は，父の弟が割り当てられた土地の責任者となっており，土地代金の支払いも彼が行っている。現在その土地で耕作を行っているのは，死亡した父の子供4人（男1，女3）と，父の弟の子供8人（男5，女3）の，計12人である。

事例3—11：アゴフィで得た土地権利に関するトラブル

アジョア（女，50歳，ジャハ村）は，1960年代に父とともにジャハ村に住んでおり，父がアゴフィで得た土地のココア圃場での農作業を手伝っていた。その後彼女は結婚して村を離れたが，84年に父が死亡し，遺言書にしたがってアゴフィの土地権利は彼女が相続することになった。しかし父の死後半年して彼女がジャハ村に来てみると，アゴフィの土地は彼女の母方オジの息子が無断で他人に賃貸したあとだった。その息子はそのときすでにフランスに出国しておりその後そこで死亡したため，アジョアはやむなく土地の借り主2人に合計3万7000セディを93年に支払い，土地を返還してもらった。彼女は現在この土地を，造成・分割契約で小作に出してココア圃場の造成を行わせている。

[注] _____

- (1) 以下本書では，アフリカの文脈での土地権利については「保有」の語を使用する。一方，個人の土地権利が他者の権利を完全に排した西欧的意味での土地権利である場合には「所有」の語を使用する。
- (2) 吉田[1975]，[1998]は，このような実態を「重層的」な保有権の存在と表現している。またBerry [1988a, 53, 67]はこれを，土地に関する「権利の束」(bundles

- of rights in land) および「権利と権益の多数性」(multiplicity of rights and interests) が存在する状態と表現している。
- (3) 以下本書で「保有」「保有権」という場合には、すべてこのレベルの土地権利を指す。
 - (4) ただし実際には、土地管理者が土地利用から得られた利益を独占することもある。
 - (5) Ollennu [1962, 4] は、上記第2のレベルの土地権利に「用益権」(usufructuary title) という語を使っている。これは、すべての土地はエスニックグループなどの社会集団全体に帰属するという原則から、個々人の土地権利はすべて用益権である、という分類なのであろう。しかし本書では、個々人の事実上の保有権を重視する立場から、第2のレベルの権利に「保有権」という語を使用し、小作などの契約によって得られる土地権利に「用益権」の語を使用する。
 - (6) Hill [1963] は、ガーナ南部のアチム・アブアクワ (Akyem Abuakwa) 地域での調査から、“company”による土地取得は父系相続を行う人々に多いとしている。しかしベポアセ村では、母系相続制度をもつアナム・ボソ出身の人々も“company”による土地取得を行っていた。
 - (7) Benneh[1970] は、このセフィの土地制度を、他地域のアサンテヤアチムの土地制度と比較して論じている。
 - (8) 以下では土地売買が理念上許されているかどうかは別として、事実上売買が行われている場合には「購入」「売却」などの用語を使用する。
 - (9) 母、母方オジ、母方祖母、母の母方オジから贈与相続を受けた事例。
 - (10) Rattray [1923, 238-239] は、遺言“samansie”を残すことによって、父が土地の一部を息子に相続させることができるとしている。この際の条件として、①父の出自集団が同意していること、②息子が砂金と酒を父と立会人に贈る儀礼が執り行われること、の二つがあげられている。このことから、父から息子への相続はかなり以前から行われていたことがわかる。
 - (11) 第2章の表2—3～表2—5を参照のこと。
 - (12) Adomako-Sarfoh [1974] は、1970年頃のアシャンティ州西部の移住ココア農村で同様の現象を紹介している。また Okali [1972] は、ブロン・アハホ州での70年代の調査から、このような争いが、圃場の造成に際して妻と子の労働力が重要になる、移住農民の間で起きやすいことを示唆している。
 - (13) Mikell [1994] は、同様な抗争の事例をスヤニ市的高等裁判所の記録から紹介し、その原因を、夫の圃場での女性の労働貢献が独立して認められるようになったという、女性の労働力の個人化の視点から分析している。
 - (14) *Intestate Succession Law, 1985 (PNDCL 111)*。この新法の意義については、Awusabo-Asare [1990], Kludze [1988], および Manuh [1997] が詳しい。
 - (15) Busia [1951, 44] は、アサンテ人が土地の売却に慎重な理由として、土地が祖先に帰属しており、売却した場合に祖先から何らかの罰を受けることを恐れるた

め、としている。

- (16) Gyasi [1994]によれば、19世紀後半に活発化したアチム地域での移住民による土地購買の当初の目的は油椰子栽培であり、20世紀に入ってから後にそれがココアに取って代わられたという。したがってジャハ村の初期の土地購買者達の目的も、油椰子の生産であった可能性もある。
- (17) 6人のうち1人はアヌムの出身、1人はラテ (Larteh)、1人はマンボン (Akwapim Mampong)、3人はアクロボンの出身者であった。
- (18) Legge [1994, 156-194]は、長期にわたって休閑地となっている地片では、土地の帰属をめぐって抗争が発生しやすいことを、アシャンティ州のある村の事例から紹介している。
- (19) タンザニア農村における農民の植林行動を分析した安 [1999]は、政府による土地の収用を回避する方法として、農民が自発的に植林を行ってその既得権を維持する戦略をとっている事例を報告している。
- (20) Hunter [1972, 105]は、移住民によるココア栽培が最も早く始まっていたスフム (Suhum) 周辺では、世代が進むにつれての出自集団内での土地の細分化現象は、1960年にすでに観察されたことを報告している。
- (21) Robertson [1982]は、ココア生産における分益小作の分析から、この制度が小作側の土地権利と労働力への権利を強める形になっており、地主と小作の両極分解の過程をさまたげていると論じた。